

## 随意契約理由書

件名	ものづくり工場中央監視装置更新工事	
契約の相手方	アズビル株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>ものづくり工場の中央監視システムは、防災センターに設置されている中央監視装置及び各フロアに設置されているRS盤内のリモートユニット等によりアズビル株式会社が構成したものであり施設全体の受変電・電気設備等の信号処理、情報伝達、制御方法等は上記業者のノウハウに基づき構成されたものである。</p> <p>本工事は、中央監視システムのうち、経年劣化したリモートユニットの更新と、ノイズによるデータ伝送の障害を解消するため、現状の多重データ伝送から、データ種別ごとの個別配線に更新するものである。</p> <p>本工事対象となるリモートユニットと既設中央監視装置間は、既設メーカー独自の通信方式による情報伝達が採用されているため、更新後のリモートユニットは既設メーカーと同一機器でなければ機能しない。</p> <p>また、更新後の中央監視システムの試験・調整、更新後のシステム性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	神戸市建築住宅局設備課	(電話番号595-6600)